



学校だより

あいかわ

鈴鹿市立合川小学校

No. 3

令和5年5月10日

遠足

5月1日（月）に、1～3年生は深谷公園、4～6年生は中勢グリーンパークに行きました。当日は晴天に恵まれ、暑いくらいの1日でしたが、子どもたちは元気に学校を出発し、目的地まで頑張って歩きました。深谷公園では色別に分かれてドッチボールやゲームをして遊びました。できたばかりの縦割り班での遊びでしたが、どの色も楽しそうにしていました。中勢グリーンパークでは、クラス遊びをしたり遊具で遊んだりしていました。例年、この時期は他校の遠足と重なることが多いのですが、この日はどちらの場所も貸し切り状態で、子どもたちはのびのびと過ごすことができたと思います。

子どもたちの付き添いや交通安全の見守りで、中内 滋さんと天野 久さんにお世話になりました。ありがとうございました。



委員会活動

5月8日（月）に第2回委員会活動が行われました。委員会活動は、4～6年生が学校生活に必要な活動を行うことで自主性や責任感を育むものです。この日も委員会ごとに、計画を立てたり話し合いを行ったりしていました。どの子も自分の役割をしっかりと果せるように頑張っていると思います。

代表委員会

放送委員会

図書委員会

体育委員会

保健・給食委員会

園芸・福祉委員会



新型コロナウイルス感染症

5 類移行後の学校教育活動について

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の5類感染症に移行しました。このことを踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)が改定されたことから、今後の教育活動は以下のように実施いたします。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) マスクの着用については、今後も児童、教職員とも、着用を求めないことを基本とします。
なお、着用の有無については、児童一人ひとりの意思を尊重します。
- (2) 平時においては、学校での健康観察や換気の徹底、手指衛生などを引き続き行います。
- (3) 給食時に黙食は行いませんが、当面は席を対面にしての食事は行いません。
- (4) 感染流行時には、一時的に児童にマスクの着用を促すことがあります。
- (5) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせず、自宅で休養してください。(アレルギー疾患は除く)

2 学校の教育活動について

- (1) これまで制限されてきた教育活動については、その必要性を十分に検討した上で、実施します。
- (2) 学校行事等については、児童の教育上必要なものについて実施します。
- (3) GIGAスクール構想により整備された一人一台端末を有効に活用します。

3 出席の取扱いについて

- (1) 児童の感染が判明した場合、出席停止の措置を講じます。
 - ・ 出席停止の期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
 - ・ 出席停止の措置を講じるに当たり、医療機関が発行する証明書類は必要ありませんが、学校の感染症報告書はご提出ください。(学校のホームページからダウンロードしてください。)
 - ・ 児童が新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合は、校長の判断により出席停止の措置を講じることがあります。
 - ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します。
- (2) 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなかったため、同居家族が陽性判明した児童であっても、本人が新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とすることはありません。出席については学校にご相談ください。

ご不明な点がございましたら、学校へお問い合わせください。